

令和5年12月18日

内閣府 規制改革推進会議
健康・医療・介護ワーキング・グループ 様

千葉県知事 熊谷 俊人

オンライン診療の更なる普及・促進について

オンライン診療は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、対象範囲の整理や規制の見直しが進められ、大きく普及が進んでいます。オンライン診療は、通院負担が大きい高齢者・障害者が、自宅等において、医療機関に移動することなく医師の診察を受けることができ、こうした方々の受診の機会を確保する上で有効な選択肢になり得ると考えています。本県においても、障害を持つため通院が困難な方について、日常的に通う場等での受診を認めてほしいとの相談をお受けしているところです。

これまで、規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループにおいては、オンライン診療の一層の普及・促進に向け、「居宅等」についての対象範囲の整理、及び、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設要件の整理の検討がなされており、特に後者については、本年11月20日に開催された第2回ワーキング・グループにおいては、医師非常駐の診療所について「専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、オンライン診療によらなければ住民の医療の確保が困難であると都道府県において認められるもの」との案が示されています。

オンライン診療の活用については、運用を担う都道府県の立場としては、医療の安全が責任のある形で確保されることを前提とした上で、医療提供者及び利用者の双方にとって、地域医療の課題解決に資する柔軟な制度となるよう要望いたします。また、都道府県の判断に対しては、全国的な制度であることに鑑み、一定の基準を提示していただくよう併せて要望いたします。